

# 綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金

燃料及び肥料などの価格高騰により影響を受けている園芸農家に対し、市独自の給付金を支給します  
**(令和5年10月2日から受付開始)**

## ■ 支給対象者

※市内在住の農家及び市内に住所を有する農業法人のうち、JAや市場などに出荷し販売を行っている農家で次の要件を満たす方。

- (1) 前事業年度の農作物の販売金額が50万円以上（青色申告等により申告をおこなっていること）
- (2) 20アール以上の農地を年間150日以上耕作している

(※ただし、農地流動化奨励事業（利用集積制度）により自己の農地を貸し出し、自身で20アール以上の耕作を行っていない場合は対象外）

- (3) 申請日までに到来した納期限の市税を完納していること
- (4) 綾瀬市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- (5) 申請時点及びその後も農業を継続する意思があること

## ■ 給付金額

前事業年度の販売額（農業所得のみ）に応じて、次のとおり給付します

対象額（販売金額）	給付額
300万円以上	20万円
200万円以上300万円未満	10万円
50万円以上200万円未満	5万円

## ■ 申請方法

令和5年10月2日から令和5年12月28日までの間に所定の①「申請書」、②「同意書兼誓約書」、③「請求書」（市農業振興課、JA各支店窓口にて配布又は綾瀬市ホームページよりダウンロードできます。）に必要事項を記入し、次に掲げる「添付書類」を添えて、郵送または直接農業振興課窓口へ提出してください（消印有効）。

## 添付書類

- 【個人】
- ・前事業年度の所得税確定申告書第一表の控え（e-taxによる申告の場合は受信通知（メール詳細）も提出）
  - ・（青色申告）令和4年分の所得税青色申告決算書の控え又は（白色申告）令和4年分の収支内訳書の控え

- 【法人】
- ・前事業年度の法人税申告書別表一の控え（e-taxによる申告の場合は受信通知（メール詳細）も提出）
  - ・法人税申告書に添付した決算書

- 【その他】 振込先が確認できる本人（法人）名義の通帳の写し、他市で耕作している場合は耕作証明の写し等（口座名義、金融機関名、預金種類、口座番号等が記載されているもの）  
※令和4年度の綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金の申請時に通帳の写しを提出しており、振込先に変更がない場合には通帳の写しの提出は不要です。

## ■ 提出先

〒252-1192 綾瀬市早川550番地 農業振興課

## ■ 問い合わせ先

◇農業振興課 電話：0467-70-5622 / メール：wm.705622@city.ayase.kanagawa.jp

綾瀬市役所ホームページから

しごと・産業・まちづくり > 産業振興 > 農業 > 農業経営費高騰対策臨時給付金 の順にお進みください。

この臨時給付金は課税の対象になります。詳しくは、税務署までお問い合わせください。(046-262-9411)



(裏面)

## 農業経営費高騰対策臨時給付金 Q&A

Q1 対象者は	A1 市内在住の農家及び市内に住所を有する農業法人のうち、JAや市場などに出荷し販売を行っている農家です。
Q2 綾瀬市に居住していますが、市内外で農業を営んでいます。申請できますか。	A2 市内外合計で20アール以上の農地を所有していれば対象です。ただし、市外の農地については耕作証明の写しを提出していただきます。
Q3 20アール以上所有する農地を他の農家に貸し出し自分では耕作していませんが申請できますか。	A3 20アール以上の農地を年間150日以上耕作していないので支給対象外です。
Q4 同一人物が代表を務める農業法人と個人農業者と個別に申請できますか。	A4 代表者が同一人物であっても、法人と個人事業主とは別人格ですので、それぞれで支給対象となります。
Q5 申請書はどこで入手できますか。	A5 綾瀬市ホームページからダウンロードできます。その他にも、農業振興課(市役所事務棟5階)、JAさがみ市内各支店で入手できます。
Q6 申請に必要な書類は	A6 <b>&lt;個人・法人共通&gt;</b> 「申請書」、「誓約書」、「請求書」、振込先が確認できる本人(法人)名義の通帳の写し <b>&lt;個人の場合&gt;</b> (青色申告者) 令和4年分の確定申告書B第一表の写し 令和4年分の所得税青色申告決算書の写し(1、2ページ) (白色申告者) 令和4年分の確定申告書B第一表の写し 令和4年分の収支内訳書の写し(1、2ページ) <b>&lt;法人の場合&gt;</b> 前事業年度分の法人税確定申告書別表第一の写し 法人事業概況説明書の写し
Q7 確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、前年同月の売上を帳簿又は売上台帳)で代替することができますか。	A7 確定申告書の写しの添付は必須です。申告義務があるにも関わらず、確定申告をしていないことを理由に前年売上の確認を他の書類で代替することは認められません。農産業を主たる収入として生計を維持している方に対して支給することを目的としているためです。
Q8 親子で別々に農業者として確定申告していますが、個別に申請できますか。	A8 親子や夫婦に関係なく、個人毎に確定申告を行っており支給対象者の要件を全て満たすのであれば、個別に申請できます。
Q9 給付金は、課税の対象になりますか。	A9 現時点において、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されます。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。
Q10 振込先口座が当座預金口座のため、通帳がない場合は添付書類として何を提出すれば良いですか。	A10 「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行する「当座勘定照合表」、「残高証明書」、「口座証明書」、「当座預金入金帳」等の写しを提出してください。
Q11 現金支払いはできますか。	A11 支払方法は「口座振込」のみとなります。